

厚生労働省
東京労働局発表
平成25年4月4日

担当
東京労働局 労働基準部 監督課
監督課長 岡田 直樹
主任監察監督官 本間 裕之
電話 03 - 3512 - 1612

平成24年申告事案の概要について 申告受理件数は、リーマンショック前の水準に減少

<東京労働局における平成24年申告事案概要>

- | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ・申告受理件数 | 5,643件 | (対前年比 | 817件 | 12.6%) | | |
| ・申告事案の内容 | 賃金不払 | 4,743件 | (同 | 556件 | 10.5%) | |
| | 解雇 | 923件 | (同 | 176件 | 16.0%) | |
| ・業種別件数 | 商業 | 1,228件 | その他の事業 | 1,211件 | 接客・娯楽業 | 1,123件 |

平成24年の申告受理件数は、リーマンショック前の水準に減少するも5,500件を超えており、依然として労働基準法に定める最低労働基準の確保に問題が多く認められる。

申告受理件数の中で多い申告事項は、賃金不払に係る申告、解雇に係る申告であり、この2件で全体の93%を占めている。

賃金不払に関する申告とは、経営状況の悪化により定期賃金が支払われなかったもの、使用者との間のトラブルを理由として支払われなかったものなどがある。解雇に関する申告とは、やむを得ず労働者を解雇する場合は少なくとも30日前に予告を行うこと、予告を行わない場合は、平均賃金の30日以上解雇予告手当を支払うことが必要であるが、これらの手続が取られず解雇したために申告に至ったものである。

申告事案については、労働関係の基本的ルールを定めた労働基準法等に違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているものであることから、引き続き、申告・相談者が置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に留意し、迅速・的確に処理を行うとともに、指導に従わず是正を行わない事業主に対しては送検手続をとるなど厳正に対処する。

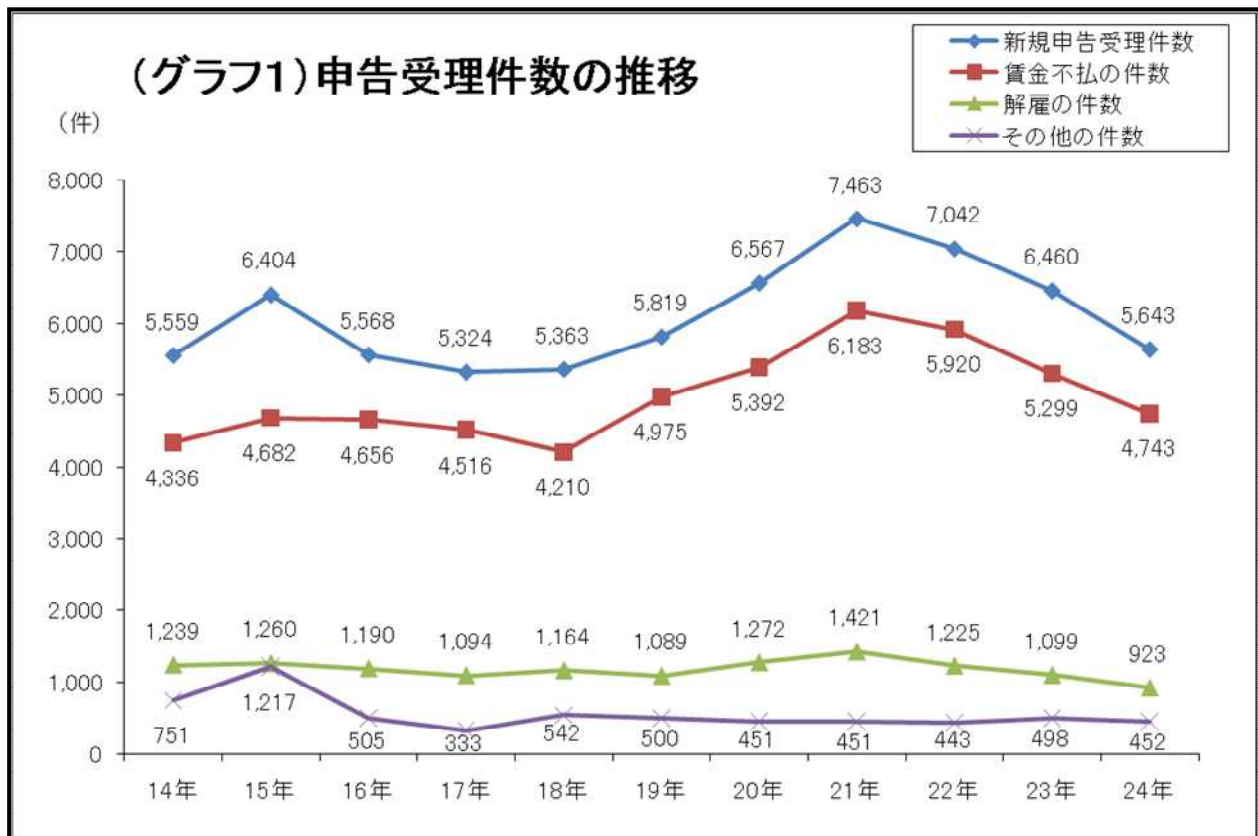
(注)「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

【表1】 新規申告受理件数の推移

	新規申告受理件数	賃金不払の件数	解雇の件数	その他の件数
14年	5,559	4,336	1,239	751
15年	6,404 (15.2)	4,682 (8.0)	1,260 (1.7)	1,217 (62.1)
16年	5,568 (13.1)	4,656 (0.6)	1,190 (5.6)	505 (58.5)
17年	5,324 (4.4)	4,516 (3.0)	1,094 (8.1)	333 (34.1)
18年	5,363 (0.7)	4,210 (6.8)	1,164 (6.4)	542 (62.8)
19年	5,819 (8.5)	4,975 (18.2)	1,089 (6.4)	500 (7.7)
20年	6,567 (12.9)	5,392 (8.4)	1,272 (16.8)	451 (9.8)
21年	7,463 (13.6)	6,183 (14.7)	1,421 (11.7)	451 (0.0)
22年	7,042 (5.6)	5,920 (4.3)	1,225 (13.8)	443 (1.8)
23年	6,460 (8.3)	5,299 (10.5)	1,099 (10.3)	498 (12.4)
24年	5,643 (12.6)	4,743 (10.5)	923 (16.0)	452 (9.2)

注1) 増減率については、は減を示し、また、小数点第2位を四捨五入して算出している。

注2) ()内は対前年増加率(%)である。



(注) 申告事項別の件数の合計は、1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合もあるため、申告受理件数とは一致しない。

平成24年の申告受理件数は5,643件(対前年比817件減, 12.6%)であり、リーマンショック前の平成18年(5,363件)、平成19年(5,819件)の水準に減少した。

申告受理件数を申告事項別にみると、

賃金不払に係る申告が4,743件(対前年比556件減, 10.5%)

解雇に係る申告が923件(対前年比176件減, 16.0%)

となっており、賃金不払・解雇で全体の93%を占めている。

その他の事項としては、労働条件が明示されなかった、就業規則が周知されていない、時間給が東京都で定められている最低賃金を下回ったものなどがある。

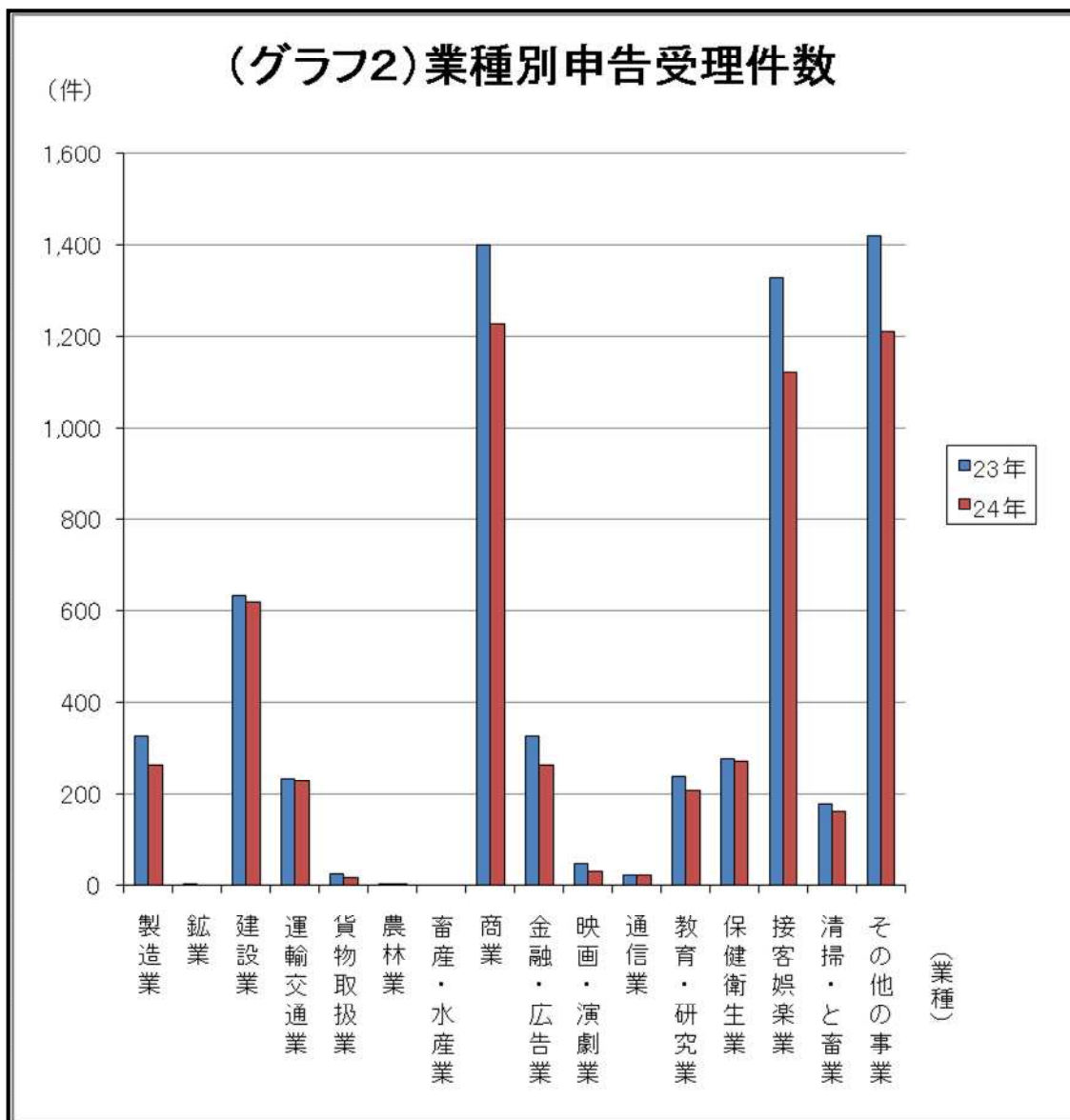
(注) 申告事項別の件数の合計は、1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合もあるため、申告受理件数とは一致しない。

【表2】業種別申告受理件数

	業種別申告受理件数		
	平成23年	平成24年	
	受理件数	受理件数	増減率(%)
製造業	325	263	19.1%
鉱業	1	0	-
建設業	634	619	2.4%
運輸交通業	234	229	2.1%
貨物取扱業	24	16	33.3%
農林業	1	1	0.0%
畜産・水産業	0	0	0.0%
商業	1,401	1,228	12.3%
金融・広告業	326	263	19.3%
映画・演劇業	47	29	38.3%
通信業	21	21	0.0%
教育・研究業	239	207	13.4%
保健衛生業	277	271	2.2%
接客娯楽業	1,330	1,123	15.6%
清掃・と畜業	178	162	9.0%
その他の事業	1,422	1,211	14.8%
合計	6,460	5,643	12.6%

注1) 増減率については、減を示し、また、小数点第2位を四捨五入して算出している。

注2)「その他の事業」とは、法人の本社事業場や専門サービス業等をさす。



申告受理件数が多い業種は、

商業 1, 2 2 8 件

その他の事業(事務所等) 1, 2 1 1 件

接客・娯楽業 1, 1 2 3 件

の順であった。

これらの業種は小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する同法令違反も認められることから、小規模事業場を多く含む団体等に対する集団指導や各種会合等の機会をとらえて、同法令周知を図ることとしている。